騒音規制法に係る特定建設作業

(騒音規制法施行令別表第2)

1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	もんけんを除く。 圧入式くい打ちくい抜機を除く。 くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る 2地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る。
4	空気圧縮機を使用する作業	電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。 さく岩機の動力として使用する作業を除く。
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行なう作業	混練機の混練容量が0.45mg以上のものに限る。 混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。 モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く。
6	バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。
7	トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。
8	ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。

[※] 上記6~8の環境庁が指定するバックホウ等については、「一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザー(平成9年環境庁告示第54号)」により、定められている。

※ 指定されている機械については、国土交通省のホームページで確認することができます。(下記URL参照) http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kensetsusekou/kankyou/mic/hyou-ns.htm